第３９号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成３０年 ５ 月１８日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成３０年 ３ 月３０日

府中市長　高　野　律　雄

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和３５年４月府中市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

⑴　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

⑵　後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

⑶　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項中「前項」を「前項第１号」に改め、同条第３項中「第１項」を「第１項第２号」に改め、同条第４項中「第１項」を「第１項第３号」に改め、

「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第８条第２項中「(昭和３３年法律第１９２号)」を削る。

第１１条第２号中「２７万円」を「２７５，０００円」に改め、同条第３号中「４９万円」を「５０万円」に改める。

第１２条第２項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

付　則

(施行期日)

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

(適用区分)

２　この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。